

労働審判で3名の無期雇用を実現

KLM オランダ航空による無期転換逃れの雇い止めに対し、訓練期間を含めて5年を超過しているとして組合員3名が労働審判を申し立てていた事件で、東京地裁は8月19日、雇い止めを無効とし、無期転換を認める審判を出しました。無期転換逃れの事件で雇い止め無効の司法判断は初めてです。

2014年3月採用の3名は2カ月の訓練を含めれば、5年2カ月の雇用期間となるため、労働審判では訓練中はKLMに雇用されていたのか否かが最大の争点となりました。

KLMはEU規則を証拠として提出し、「訓練内容はEU当局に承認された客室乗務員資格取得訓練だ」と主張しましたが、組合側は資格取得に必要な保安訓練は全体の半分程度で、半分は旅客サービスなどKLMの客室乗務員を養成するための訓練であること、保安訓練も独自の手順等、KLMで乗務するための訓練となっている実態を明らかにしました。そして、訓練手当とともにオランダでの訓練に伴う滞在費（通勤費など同様の非課税扱いの賃金）を支給していたため、KLMが賃金を支払っていた＝KLMの労働者であることがはっきりしました。

2回目の期日で出された審判主文は、①申立人の地位（KLMに雇用されていること）を確認する、②雇い止め以降の賃金を支払え、③申し立て費用は会社負担とすると書かれ、組合側の完全勝利となりました。

翌20日の記者会見には11社16名の記者が集り、21日には大手新聞各社が報道しました。



弁護士と記者会見で報告する木谷委員長

KLM 雇止撤回裁判第4回 法廷を溢れる50名以上の参加

8月26日、第1陣2陣（原告28名）の第4回裁判が開かれ、雇い止めを正当化するKLMの主張に対する原告側の反論文書を提出しました。裁判前の宣伝～裁判傍聴～報告集会といずれも50名以上の参加で、裁判では傍聴席に入りきれませんでした。次回10月17日も引き続き多くの皆さまの支援傍聴をお願いします。

今回3名の無期転換を認めた労働審判は、日本人客室乗務員は有期雇用でなければならないとするKLMポリシーに風穴を開けるものです。この流れと勢いを運動につなげ、裁判の勝利を目指しましょう。

【裏面は労働審判結果を報じる新聞各社の記事】

KLM争議の当面の取組

◆ 9月19日 東京地評「争議支援総行動」

KLM 日本支社前宣伝(千代田線赤坂駅 1番出口) 10:50～11:15

◆ 10月17日 第5回 裁判期日行動

東京地裁前宣伝= 10:30～11:00 裁判= 11:30～ 709号法廷

8月26日の第4回裁判で、会社主張に対する原告側反論文書（準備書面1）を出したことにに対し、会社側が再反論の文書を提出する裁判です。当日、裁判に続き進行協議も行われます。

KLMの雇い止め無効

乗務員の無期転換認める

東京地裁

契約社員だった客室乗務員（CA）の女性3人が、労働契約法上の「無期転換ルール」に基づき、無期雇用契約に転換するとの申し入れを拒否され雇い止めにあつたのは無効として、KLMオランダ航空に雇い止めを求めた労働審判で、東京地裁が無期転換の成立と雇い止めを認める判断をした。判決は19日、3人は今年一月に無期転換を申請したが、KLMは「訓練契約は労働契約に当たらない」と主張。契約期間が5年を超えないとして転換を拒否。今年五月に

雇い止めした。会見に同席した乗務員の一人は「現場では同僚からも頼られていたのに、まさしく雇用を打ち切られ、悲しさと焦りがあつた。いつまでも復帰する覚悟がある」と話し、会社側にも異議申し立てをしないよう求めた。KLMオランダ航空は取材に「審判の結果を踏まえ、今後の対応を検討している」としている。

契約CA 無期転換認める
東京地裁 KLMの拒否覆す
契約社員だった客室乗務員（CA）の女性3人が、労働契約法上の「無期転換ルール」に基づき、無期雇用契約に転換するとの申し入れを拒否され雇い止めにあつたのは無効として、KLMオランダ航空に雇い止めを求めた労働審判で、東京地裁が無期転換の成立と雇い止めを認める判断をした。判決は19日、3人は今年一月に無期転換を申請したが、KLMは「訓練契約は労働契約に当たらない」と主張。契約期間が5年を超えないとして転換を拒否。今年五月に

2014年3月に約2カ月の「訓練契約」で訓練を受け、同年5月、CAとして5年の有期契約を締結。その後3年更新していた。3人は今年1月に無期転換を申し入れたが、KLMは「訓練契約は労働契約に当たらない」と主張。契約期間が5年を超えないとして転換を拒否。今年5月に雇い止めを求めた労働審判で、東京地裁は無期転換の成立と雇い止めを認める判断をした。判決は19日、3人は今年一月に無期転換を申請したが、KLMは「訓練契約は労働契約に当たらない」と主張。契約期間が5年を超えないとして転換を拒否。今年五月に

2014年3月に約2カ月の「訓練契約」で訓練を受け、同年5月、CAとして5年の有期契約を締結。その後3年更新していた。3人は今年1月に無期転換を申し入れたが、KLMは「訓練契約は労働契約に当たらない」と主張。契約期間が5年を超えないとして転換を拒否。今年5月に雇い止めを求めた労働審判で、東京地裁は無期転換の成立と雇い止めを認める判断をした。判決は19日、3人は今年一月に無期転換を申し入れたが、KLMは「訓練契約は労働契約に当たらない」と主張。契約期間が5年を超えないとして転換を拒否。今年五月に

無期転換を認める判断を求めた新たな争い（裁判）になる不安があるが、必ず職場復帰したい。40代の女性には、「無期転換を認めろ」と訴えている。判決は19日、わかつた。決定は20日、わかつた。労働契約法改正で、有期雇用が通算5年を超えれば無期雇用への転換を求められるルールが成立。弁護団の岡山孝史弁護士は「無期転換への転換を認めろ」と訴えている。判決は19日、わかつた。決定は20日、わかつた。

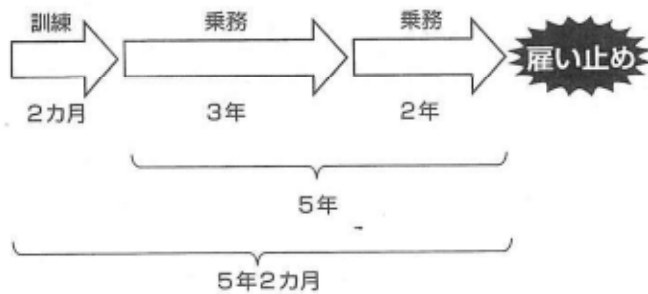
KLM航空に初の司法判断

19.8.21 AM
KLMオランダ航空による5年無期雇用転換の雇い止めに対して、30代・40代の日本人客室乗務員3人が訓練期間を含め5年を超えていた労働審判を申し立てた事件で東京地裁は18日、雇い止めを無効とし、無期転換を認める判断を出した。弁護団によると、無期転換は初め、雇い止め無効の司法判断は初めて。

「訓練も雇用」、雇い止め無効



会見する木谷憲子JCU委員長（右端）と弁護団の人たち＝20日、厚労省内
5年を超えたKLM航空客室乗務員の雇用



無期転換形骸化許さない

KLMオランダ航空は、無期転換を認めたため、約60人の日本人客室乗務員を雇い止めし、約100人を解雇した。JCUは、無期転換の形骸化を許さないとして、雇い止め無効を求め、東京地裁で争っています。

組合員たちを職場に

明会が初の有期雇用雇い止め無効を認めたと知らされたと話します。JCUは、無期転換を認めろと訴えている。判決は19日、わかつた。決定は20日、わかつた。労働契約法改正で、有期雇用が通算5年を超えれば無期雇用への転換を求められるルールが成立。弁護団の岡山孝史弁護士は「無期転換への転換を認めろ」と訴えている。判決は19日、わかつた。決定は20日、わかつた。

申し立てた客室乗務員たちは2014年3月、KLMに採用されました。約2カ月の訓練を終え、14年5月から3年契約のあと2年契約を更新し5年間、日本オランダ路線を乗務しました。3人は訓練期間を加え、5年を超えると指摘し、今年1月に無期転換を申し込みました。KLMは「訓練契約は労働契約に当たらない」と主張。契約期間が5年を超えないとして転換を拒否。今年五月に雇い止めを求めた労働審判で、東京地裁は無期転換の成立と雇い止めを認める判断をした。判決は19日、3人は今年一月に無期転換を申し入れたが、KLMは「訓練契約は労働契約に当たらない」と主張。契約期間が5年を超えないとして転換を拒否。今年五月に